

全国統一品質管理監査の受審要項

神奈川県生コンクリート品質管理監査会議

1. 品質管理監査概要について

(1) 実施内容

- ①全国統一品質管理監査（年1回） *8～9月頃実施予定。
- ②中間監査（合格工場に対して年2回） *5月頃及び翌年2月頃実施予定。
- ③査察（年1回、任意に選定された工場のみ） *4月頃実施予定。

(2) 判定

①判定基準

全国統一品質管理監査、査察は、全国生コンクリート品質管理監査会議「適合判定基準」、及び神奈川県生コンクリート品質管理監査会議「適合判定基準」に準じ判定。また、中間監査は、神奈川県生コンクリート品質管理監査会議「適合判定基準」に準じ判定。

②合格認定

上記監査を受審し、監査基準に適合したと判定され、その後、開催される神奈川県生コンクリート品質管理監査会議で承認を得た工場を合格と認定。

(3) 受審結果連絡等

- ①翌年2月末日迄、結果連絡予定。
- ②合格証交付は翌年3月末日迄に実施。
(合格証有効期間 翌年4月1日～翌々年3月末日)

2. 受付について(組員外社の場合)

(1) 申込費用

160万円。(全国統一品質管理監査、中間監査、消費税別)

*申請受理された申込者は、神奈川県生コンクリート品質管理監査会議事務局が指定した時期、口座に全額一括納付。

(2) 申込・書類提出受付期間

毎年3月1日～3月31日。(土日祝祭日除く)

(3) 申込・書類提出先

神奈川県生コンクリート品質管理監査会議事務局(神奈川県生コンクリート工業組合)

(4) 申込者

神奈川県内の JIS 認証を受けている生コンクリート製造工場、かつ弊方が受審申込に支障なしと判断した工場であること。

*申込者は従前、暴排法や環境関連法他、企業活動に関連した諸法のコンプライアンス面を含め社会的に負の評価を受けたことや品監制度趣旨に反した行動がなかったこと。また事務局たる当方工組の諸活動・信用・運営に対し妨害行為や打撃を与えたことがないこと。更に申込対象工場の品質管理体制や申込会社の経営・運営面が安定しており、合格後の品監制度信用維持に支障がないと見込めること。申込時・申込受理後において当方の求める指定手続き事項につき、迅速誠実な遵守履行が確実であること。過去に本件に申込実績ある場合、その際の手続きで一切の履行違背がなかった事等々、当方が認める該当者であること。

(5) 申込み

希望者(当該会社代表者)は直接、事務局担当者に事前確認の上、事務局指定

日時に本人が来場し申請して頂く。初回を除き、2回目以降継続受審される工場については、提出書類の軽減措置がある。

*必要書類については来場時、説明。尚、申込時陳述や提出した書類内容に虚偽・不備があったり、指定期間内に指定書類不提出や費用振込がない等の場合は受理しない。

以上